第四十二条の十二の五第一項第二号中「含む」の下に「。第三項第四号において同じ」を加え、「次項第二号イ」を「次項第二号」に、「こと。」を「こと　百分の五」に改め、同条第二項中「及び次項第十二号」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「が百分の一・五」を「（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて次」を「おいて次の各号」に、「百分の二十五」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること　百分の十五

二　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること　百分の十

第四十二条の十二の五第三項第二号を次のように改める。

二　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

第四十二条の十二の五第三項第四号から第六号までを次のように改める。

四　継続雇用者給与等支給額　継続雇用者（法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

五　継続雇用者比較給与等支給額　前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

六　控除対象雇用者給与等支給増加額　法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該法人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第四十二条の十二の五第三項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額又は」を削り、「、控除」を「（第一項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除」に、「、これら」を「、第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「おける新規雇用者比較給与等支給額」を「、継続雇用者比較給与等支給額」に、「、新規雇用者比較給与等支給額」を「、継続雇用者比較給与等支給額」に改める。

第四十二条の十二の六第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の合計額の百分の十五に相当する金額」を「に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）　百分の九

イ　離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域

二　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の三

第四十二条の十三第六項中「対象年度（」を「対象年度が」に改め、「設立事業年度」の下に「（第一号イ(2)及び次項において「設立事業年度」という。）」を加え、「事業年度に限る。以下この項において「特定対象年度」という。）」を「場合であつて、当該対象年度」に、「特定対象年度の」を「対象年度の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合　当該法人の第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（ロ及び第九項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第三項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第九項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（当該対象年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合には、百分の〇・五）以上であること。

(1)　当該対象年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合

(2)　当該対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合又は当該対象年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。